

受水槽・汚水槽・雑排水槽清掃作業にかかる仕様書

この仕様書は、受水槽については槽内の衛生管理にかかる作業内容、汚水槽・雑排水槽については槽内の汚物及び異物等の確実な除去にかかる作業内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項であっても、建物の管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃物件

名 称	有効容量	形状・材質等	設 置 場 所
受 水 槽	16t	FRP製 2 槽式	地下 1 階 (機械室)
受 水 槽	10t	コンクリート製 2 槽式	

名 称	容量等	設 置 場 所
雑排水槽	10.3t	地下 1 階 (機械室)
	6.0t	地下 1 階 (犬舎前)
汚水槽	13.6t	地下 1 階 (機械室)
	12.0t	地下 1 階 (犬舎前)

2 実施日 (予定)

受水槽	1 回目 令和 7 年 6 月 1 日 (日)
汚水槽・雑排水槽	1 回目 令和 7 年 6 月 1 日 (日)
	2 回目 令和 8 年 3 月 1 日 (日) 午前中

3 作業内容

(1) 受水槽清掃

- ア タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ適切な方法で行う。
- イ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
- ウ 電極棒の研磨を行うこと。
- エ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に

流入しないようにする。

オ 槽内壁面等の防水効果を点検すること。

カ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。

キ 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。

ク 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等に利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。

ケ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。

コ 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

サ 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

シ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。

ス その他、付属設備機器類の作動状態の点検及び各部の調整を行うこと。

(2) 汚水槽・雑排水槽

ア 槽内に蓄積した汚物・異物・沈殿物質・付着物質等を完全に除去すること。

イ 除去作業には、ジェットクリーナー及びバキューム車を使用すること。

ウ 電極棒の研磨を行うこと。

エ ジェットクリーナーで槽内を洗浄する。その後、消毒液を用いて消毒を施す。

オ 排水ポンプのストレーナーを取り外し、内部に異物が混入していないか確認するとともに羽根車の軸受リングの摩擦状態を点検すること。この際異常があれば担当職員に報告すること。

カ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。

キ 清掃終了後、水張りを行い水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

ク その他、付属設備機器類の作動状態の点検及び各部の調整を行うこと

4 汚水槽の清掃によって生じる、し尿等の一般廃棄物及び雑排水槽の清掃によって生じる汚泥等の産業廃棄物にかかる収集・運搬

(1) 処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守する。

(2) 事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出し契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出し、契約書に添付する。

(3) 収集・運搬を委託する一般・産業廃棄物の種類、数量

ア 一般廃棄物：汚泥（し尿含む） 数量：約1.0トン×2回＝2.0トン

イ 産業廃棄物：汚泥 数量：約1.0トン×2回＝2.0トン

- (4) 雑排水槽の清掃によって生じる汚泥等の産業廃棄物については、発注者の指定する処理場に運搬すること。
- (5) 一般・産業廃棄物の収集・運搬当日に、運搬先処理場が営業時間外等により廃棄物を引き渡せない場合は、運搬先処理場の翌営業時間内等引き渡し可能な時間で引き渡すこと。

5 作業実施における注意事項

- (1) 各作業の実施に関して以下のとおりとする。

ア 受水槽清掃については、特に熟練された作業員を派遣するとともに、あらかじめ、「作業員名簿」及び該当作業員の「検便検査成績書」を提出し、担当職員に承認を受けること。また、作業衣及び使用器材については、消毒済のものを使用し、作業が衛生的に行われるよう充分配慮すること。

イ 汚水槽及び雑排水槽については、特に作業員の安全を図るため、槽内の換気等には充分配慮を行い、使用機器類の高圧配線の接続の際は、必ずブレーカーを取り付け、電源等は担当職員と打ち合わせのうえ接続する等、高電圧による事故防止に万全を期すること。

- (2) 事前に担当職員と十分に打ち合わせをし、給排水設備の構造、配管、電気系統等を確認すること。
- (3) 本作業により槽内から排出された廃棄物は、適正に処理を行い、マニフェスト等それを証明する書類を提出すること。
- (4) その他、担当職員の指示に従うこと。

6 履行確認検査

全業務が完了したときは、その場で担当職員の検査を受けるとともに、速やかに「清掃作業報告書」「現場写真（清掃前・後）」を提出すること。

問合せ先担当

〒541-8518 大阪府中央区久太郎町1-2-27

大阪府中央区役所総務課

（井元・藤森）

電話 06-6267-9989

FAX 06-6267-8283

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市中央区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市中央区役所総務課）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市中央区役所総務課（連絡先：06-6267-9625）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること